

6) 教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関する情報

令和5年4月1日現在

学科	課程	学生が習得すべき知識及び能力
生活科	栄養士	栄養士法及び同施行規則等の規程による単位を修得しなければならない。
	ビジネス	教養に基づくキャリア教育と、情報・ビジネスに基づく実務・専門教育、地域文化やデザインなどについて学ぶ。
	医療マネジメント	医師の機能の一部を担い、情報の円滑化に資するための知識・技術を習得する。具体的には受付業務、医療事務、料金徴収等について学ぶ。
	フードサイエンティスト	栄養士の資格取得に必要な教科目に加え、「食品加工実習」の単位を修得しなければならない。
保育科	教職(幼稚園教諭二種免許状)	教育職員免許法及び同法施行規則等に定められた教科を履修し、単位を修得しなければならない。
	保育士	児童福祉法及び同施行規則等定められた教科を履修し、単位を修得しなければならない。
	認定ベビーシッター	保育士の資格取得に必要な教科目に加え、「在宅保育」の単位を修得しなければならない。